

## 豊田市PCB処理安全監視委員会への報告について

### 1 令和2年度第1回安全監視委員会開催後の委員長の意見

- 北九州事業エリアのように計画的処理完了期限後になって高濃度PCB廃棄物が発見されることがないように、発見事例を分析し、広域協議会として確実に対応して欲しい。
- 今年度で掘り起こし調査は終了となる自治体が多いが、最終通知の送付先の内訳、今後のフォローアップの見込みの数が知りたい。

### 2 豊田市から広域協議会への要望

- 最終通知後でも事業者確実に各自治体が連絡をとっていただき、掘り起こし調査に対する未回答事業者をなくすこと
  - 北九州事業エリアで受入終了後に新たに発見された事業所の半数以上が担当者の交代、倉庫の整理、建替等によるものである。確実に未回答事業者の状況を確認することは、処理期間後の新たな高濃度PCB廃棄物の発見を極力減らすことにつながる。
- 関係事業者への再通知（総ざらい）を実施していただくこと
  - 北九州事業エリアで受入終了後に新たに自家用機器が発見された事業所の約半数が掘り起こし調査のアンケートで「無し」と回答されていたところである。総ざらいを行うことによって、保管事業者が再度確認を行う機会になり、高濃度PCB廃棄物の発見につなげることができる。

### 3 令和2年度PCB廃棄物処理に係る東海地区広域協議会

第1回（令和2年12月16日（水））※書面開催

<議題>

- (1) JESCOにおける処理状況について
- (2) 豊田市PCB処理安全監視委員会の開催結果について
- (3) PCB処理推進に関する広報について
- (4) 今後の収支見通しについて
- (5) その他

第2回（令和3年2月19日（金））※Web開催

<議題>

- (1) PCB廃棄物処理事業の進捗状況等について
- (2) 豊田市PCB処理安全監視委員会への報告について
- (3) PCB廃棄物処理に係る東海地区広域協議会の決算及び予算について
- (4) その他

# 東海地区PCB廃棄物処理の見込み

2021年1月31日現在

| 区分      |          | 2021年1月末現在の未搬入量                                   |                                 |                                 |                                 |      | 処理計画(※5)                    |                   |                                 | (参考)<br>2020年4月1日～<br>2021年1月31日<br>搬入量(実績) |
|---------|----------|---|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|------|-----------------------------|-------------------|---------------------------------|---|
|         |          | 未搬入量(残存量)の内訳                                      |                                 |                                 |                                 |      | 2020年度<br>(令和2年度<br>2月・3月分) | 2021年度<br>(令和3年度) | 計画的処理完了期<br>限 2022年度<br>(令和4年度) |   |
|         |          | ①<br>2021年1月末<br>JESCO登録<br>未搬入量(※1)<br>(保管中・使用中) | ②<br>特措法届出・<br>未登録(※2)<br>(保管中) | ③<br>電事法届出・<br>未登録(※3)<br>(使用中) | ④<br>掘起見込量<br>(※4)<br>(保管中・使用中) |      |                             |                   |                                 |   |
| 変圧器類    | 台        | 79  | 47                              | 24                              | 2                               | 6    | 17                          | 62                | —                               | 64  |
| コンデンサー類 | 台        | 2,748   | 2,169                           | 473                             | 71                              | 35   | 624                         | 2,124 ※9          | —                               | 1,814                                       |
| PCB油類   | 本        | 319+27  | 319                             | 27 ※6                           | —                               | — ※8 | 37                          | 309               | —                               | 313   |
|         | kg       | 21,492<br>+730                                    | 21,492                          | 730 ※6                          | —                               | — ※8 | 10,960                      | 11,262            | —                               | 36,298                                      |
| 保管容器    | 箱<br>(缶) | 697   | 697                             | — ※7                            | —                               | — ※8 | 11                          | 686 ※10<br>※11    | —                               | 324   |

## 【留意事項】

※1 JESCO登録未搬入量は、2021年1月31日現在、JESCOに登録があるが未搬入の量を記載。【搬入ベース】

※2 特措法で届出されているが、JESCO未登録の量を記載。(2019年3月(平成30年度)末データ)

※3 電事法で届出されているが、JESCO未登録の量を記載。(2019年3月(平成30年度)末届出)

※4 各自治体で掘り起こし調査の実績等から算出。(2020年3月(令和元年度)末)

※5 令和3年2月以降の処理計画は、JESCOが営業活動等により把握している年度ごとの搬入予定量を計上。

※6 本数または重量のいずれかで計上しています。

※7 容器のみの保管事例が少なく、届出情報から保管容器の抽出が困難なため計上なし。

※8 北九州地域の集計が無く、掘り起こし調査で発見されることが稀であるため計上なし。

※9 JESCO登録事業場のうち交渉難航事業場のため、処理時期が未定のコンデンサー168台は2021(令和3)年度に配分。

※10 処理困難物である泥状物が付着したスクラップ状ドラム缶547缶は2021(令和3)年度に配分。

※11 JESCO登録事業場のうち交渉難航事業場のため、処理時期が未定の保管容器4箱は2021(令和3)年度に配分。

2021(令和3)年度は処分期間の最終年度であることから、これに向けて上表①②③の事業者数を時点時点(例:毎月末)で把握し、4県7市とJESCOで共有する体制を構築していく。

## 北九州事業エリアにおける事業終了後に発見された事例について

### 1 種類別（令和2年10月31日現在）

| 種類 | 変圧器 | コンデンサー |       | PCB油(試薬) | 計    |
|----|-----|--------|-------|----------|------|
|    |     | ①自家用   | ②非自家用 |          |      |
| 件数 | 0件  | 116件   | 69件   | 11件      | 196件 |

### 2 期限内に発見されなかった理由等

| コンデンサー | 理由           | 件数  |
|--------|--------------|-----|
| ①自家用   | 保管事業者の見落とし   | 96件 |
|        | 電気主任技術者の見落とし | 19件 |
| ②非自家用  | 保管事業者の見落とし   | 77件 |

〈掘り起こし調査との関係〉

| 調査結果 |     |
|------|-----|
| 無し回答 | 54件 |
| 未送付  | 45件 |
| 未回答  | 7件  |
| その他  | 9件  |

|                  |     |
|------------------|-----|
| H25以前に<br>高圧廃止済み | 25件 |
| 非高圧受電者           | 10件 |
| その他              | 10件 |

溶接機 30件、ポンプ 12件 など

### 3 4 県 7 市それぞれの対応

#### (1) 考え方

各地域で最大の効果が得られるよう、各県市が他県市の取組を参考にしつつ、それぞれがベストと考える手法により、最大限推進していく。

#### (2) 手法 (例)

| 自家用電気工作物  | 非自家用電気工作物  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ フォローアップ的な督促・立入検査</li> <li>○ 調査対象の全ての者に「総ざらい」通知を送付</li> <li>○ 電気主任技術者への周知広報（電気保安協会との連携）</li> <li>○ P協データ突合リスト事業者への立入</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 溶接機、ポンプ、X線などのユーザーと想定される事業者が所属する業界団体への確認依頼</li> <li>〈団体例〉</li> <li>自動車部品工業会、農協、病院協会</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業界団体や商工会議所等への「総点検」の確認依頼</li> <li>○ 自治体広報による啓発（広報誌・チラシの全戸配布、会報への挟み込みなど）</li> </ul>  |  |



令和3年2月19日開催の広域協議会において、「期限後の発見事例を踏まえ、国のマニュアルの見直し」を求める意見があった。

#### (参考) 4 県 7 市による掘り起こし調査の進捗

令和2年12月末現在

| 有効調査対象<br>事業者数 (A) | 回答者数<br>(B) | 最終通知数<br>(C) | 進捗率<br>(B + C) / A |
|--------------------|-------------|--------------|--------------------|
| 108,781件           | 103,775件    | 1,969件       | 97%                |